

第32回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年2月12日(金)午後2時から午後3時

2. 開催場所 相馬市役所 正庁(3階)

3. 出席した農業委員(11人)

会	長	14番	前川	正人					
委	員	2番	唯野	哲夫	3番	目黒	正一		
		5番	佐藤	雄一	6番	三國	実加		
		7番	丹野	義基	9番	岩本	一夫		
		10番	後藤	義昭	11番	山田	秀晴		
		12番	武島	竜太	13番	佐藤	陽子		

4. 欠席した農業委員(0人)

5. 遅参した農業委員(0人)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	四栗	和広
事務局次長兼農業振興係長	渡部	賢治
事務局農地係長	佐々木	国秀
事務局主事	芳賀	純平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農用地利用調整会議における利用調整委員の指名について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について

(2) 農地改良届出について

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(6) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 相馬農業振興地域整備計画の変更案について

議案第5号 現況確認証明申請について

議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

議案第8号 令和2年度第8号農用地利用集積計画について

議案第9号 農地法第52条の規定による情報提供等について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第32回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第32回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の欠席、遅参の届出はございません。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 局長。

事務局長 それでは、私のほうから、先月総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。1月13日水曜日ではありますが、総会前に、農業委員会だより編集委員会を開催しております。1月18日月曜日ではありますが、市役所において、農用地利用調整会議が開催され、伊東登委員、杉健一委員の同席をいただいております。1月25日月曜日ではありますが、パルセいいざかにおいて、福島県農業会議第59回常設審議委員会が開催され、会長が出席しております。1月28日木曜日ではありますが、議案を配布させていただいております。1月29日金曜日ではありますが、市役所において、農業経営改善計画書認定審査会が開催され、次長が出席しております。2月4日木曜日、2月5日金曜日の2日間ではありますが、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。また、2月5日金曜日ではありますが、市役所において、令和2年度第3回担い手育成・集落営農推進に関する関係機関打合せが開催され、次長が出席しております。2月8日月曜日ではありますが、ふくしま未来農業協同組合そうま地区本部において、農業者年金巡回相談会が開催され、大河原主査が出席しております。
 なお、1月21日、閉会中の市議会産業建設常任委員会が開催されましたので、併せてご報告いたします。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。11番山田秀

晴委員、12番武島竜太委員、ご兩名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分についてを議題といたします。(1)農用地利用調整会議における利用調整委員の指名について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号専決処分について、(1)農用地利用調整会議における利用調整委員の指名についてご説明いたします。去る、1月18日、市役所打合室において、利用調整委員として、農地利用最適化推進委員伊東登委員、杉健一委員立会いのもと、農用地利用調整会議を開催しましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、(2)農地改良届出について、(3)農地転用許可に係る工事完了報告について、(4)農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(5)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、(6)農地使用貸借合意解約届出について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1)農地法施行規則第29条第1項の規定に該当する場合の届出について、今月は3件の届出を受理いたしました。こちらは、通常、農地に建物を建築する場合には、農地の転用許可を受ける必要

がありますが、面積が2アールを超えない農業用施設に限り、届出のみで農業用施設の建築が可能となるものでございます。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(2) 農地改良届出について、今月は2件の届出を受理いたしました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は1件の報告がございました。概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は5件の届出を受理いたしました。こちらは、すべて相続による農地の取得となっております。農業委員会によるあっせん希望等はございません。(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は10件の通知書を受理いたしました。こちらは、農地の賃貸借の合意解約となっております。解約理由につきましては、1番、2番案件につきましては、所有者都合のため、3番から5番案件は、耕作者変更のため、6番から8番案件は、耕作者都合のため、9番、10番案件は、農地法第3条申請のためとなっております。(6) 農地使用貸借合意解約届出について、今月は3件の届出を受理いたしました。こちらは、農地の無償での貸借の解約となっております。解約理由につきましては、1番と3番案件は、農地法第5条申請のためとなっております。2番案件は、耕作者都合のためとなっております。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1番、2番について、地区担当の農業委員が不在のため、隣接地区の農業委員に調査を依頼しておりますので、調査の報告を願います。10番後藤義昭委員お願いします。

10番 10番後藤です。議案第1号農地法第3条の規定による許可申

請について、議案書 7 ページになります。1 番案件について、去る 2 月 4 日に、9 番委員、11 番委員、地区担当の推進委員、事務局 2 人とともに、現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。譲渡人、譲受人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書に記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを、現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第 1 号、第 4 号については、要件を満たしております。次に、許可基準第 2 号についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。許可基準第 3 号についてであります。議案書に記載のとおり該当ありません。次に、許可基準第 5 号については、譲受人の経営農地は、50 アール以上であり、要件を満たしております。許可基準第 6 号についてであります。譲受人に転貸の事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第 7 号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて意見なしとの回答をいただいております。

続いて、2 番案件についてご報告いたします。去る 2 月 4 日に、9 番委員、11 番委員、地区担当の推進委員、事務局 2 人とともに、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第 3 号 4 番案件と関連いたします。権利の設定内容は、自己住宅建築に伴う区分地上権の設定（30 年間）になります。設定人と被設定人は、祖父と孫の関係であり、同一者でないことから、区分地上権を設定するものです。祖父である設定人からの聞き取りにより、区分地上権の設定に同意していることを確認いたしました。以上のことから、許可相当であると判断いたしました。なお、地区担当の推進委員からも、問題はないとのご意見をいただいております。以上でございます。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての 2 番案件について、事務局より補足させていただきます。赤字で議案第

1号補足資料と書かれている資料をご用意ください。こちらの「1. 農地法第3条第2項但し書き」の箇所をご覧ください。通常、農地法第3条の許可をする場合、許可要件第1号から第7号のすべてを満たす必要がございます。しかし、但し書きによりますと、「民法第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転される時はこの限りではない」とあります。よって、農地に区分地上権を設定する場合は、農地法第3条における第1号から第7号の許可要件を満たす必要はありません。

次に、「2. 区分地上権等の設定等の許可基準」をご覧ください。農地法関係事務に係る処理基準によりますと、農地法第3条における区分地上権の許可を受けるにあたって、「①農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずる恐れがなく、かつ、その権利の設定または移転に係る農地等をその②権利の設定または移転に係る目的に供する行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていると認められる場合に限り許可するものとする。」とあります。このうち、営農条件に支障があるかについては、議案第3号の4番案件にて判断することとなりますので、農地法第3条では、農地所有者の同意の有無のみを確認して、許可等の判断を行うこととなります。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定

による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容についてご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地につきましては、議案書に記載のとおりでございます。事業概要は、農業用倉庫、外便所建築用地を整備するものあり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。12番武島竜太委員お願いいたします。

12番 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、去る2月5日に、13番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。農業用倉庫、外便所の建築整備のための転用申請です。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域外にある、概ね10ヘクタール以上の一団の農地内にある農地であり、第1種農地ですが、申請目的が農業用倉庫の整備でありますので、不許可の例外事業の農業用施設事業に該当しますので、立地基準は満たしています。許可基準第2号は、非該当であります。代替地の検討結果もあり、妥当と判断いたしました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のとおりの方針で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上報告いたします。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について
を議題といたします。事務局より審査内容等について、説明を求め
ます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務
局より審査内容等をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりで
ございます。権利の取得者が、自己住宅、プレハブ事務所、露天駐
車場、重機置場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日
から8ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、①和田
字下柴迫●●番●が、所有権の移転(売買)、②和田字下柴迫●●
番●が、使用貸借権の設定(10年間)になります。転用許可基準
第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政
庁の免許、許可等の処分については、道路法第24条承認済み、⑥
併用地の有無については、併用地があり、使用貸借予定となってお
ります。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしま
した。

続いて2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおり
でございます。権利の取得者が、共同墓地用露天駐車場用地を整
備するものであり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定してお
ります。権利の移転設定の内容は、賃借権の設定(5年間)になり
ます。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおり

りでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

なお、申請地は、備考欄に記載のとおり、令和2年12月8日に農用地区域から除外した農地になります。

続いて3番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、工事用仮設事務所、工事用道路、資材置場、駐車場、通路用地を整備するための一時転用であり、工事期間は、許可の日から5ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定(5ヶ月間)になります。申請地は、都市計画法に基づく都市計画区域外になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、河川区域内の土地の占用及び工作物の新築等に必要な河川法第24条及び第26条承認済み。

また、工作物の新築等については、福島県砂防指定条例第7条協議済みでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて4番案件ですが、こちらは、先ほど議決をいただきました議案第1号2番案件と関連がある内容で、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、自己住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(贈与)になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。添付書類として、土地改良区の意見書、地元水利組合の排水同意書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

なお、申請地は、令和2年12月8日に農用地区域から除外した農地になります。

続いて5番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、個人住宅建築用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。申請地は、都市計画法に基づく第1種中高層住居専用地域に指定されております。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて6番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおり

りでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から3ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて7番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、一般住宅建築、駐車場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から10ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、使用貸借権の設定（20年間）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりでございます。添付書類として、土地改良区の意見書、地元水利組合の排水同意書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続いて8番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、太陽光発電設備用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から5ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北経済産業局の再生可能エネルギー発電事業計画認定の写し、東北電力の太陽光発電設備系統連系承諾を確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

最後に9番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりでございます。権利の取得者が、住宅兼事務所建築用地、駐車場、資材置場用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から12ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）になります。転用許可基準第3号転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、道路法第24条承認済みでございます。添付書類として、土地改良区の意見書、地元水利組合の排水同意書を提出いただいております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

た。

なお、申請地は、令和2年12月8日に農用地区域から除外した農地になります。以上でございます。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告をお願いします。担当委員挙手
願います。9番岩本一夫委員をお願いします。

9番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番
案件から3番案件について、去る2月4日に、10番委員、11番
委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行ってまい
りました。調査結果を代表して報告いたします。

初めに1番案件について、申請人、申請地等については、議案書
に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準につい
て、申請地は、周囲を山林、原野等で囲まれた、概ね10ヘクター
未満の規模の小集団農地の区域内にある農地なので、その他の
農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしま
した。許可基準第2号は、代替地の検討結果もあり、他の場所での
事業は困難であると判断いたしました。以上のことから、立地基準
は満たしていると判断いたしました。続いて、許可基準第4号は、
議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないも
のと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調
査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことか
ら、許可相当と判断いたしました。

続いて、2番案件について報告いたします。申請人、申請地等につ
いては、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の
立地基準について、申請地は、10ヘクター以上の規模の一団の
農地の区域内にある農地で、第1種農地であります。しかし、この
案件につきましては、不許可の例外事業の集落接続事業に該当す
る転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当し
ませんが、代替地の検討結果もあり、妥当と判断いたしました。以
上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第
4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障
はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員から
も、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上
のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、3番案件について報告いたします。申請人、申請地等に

については、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、農業振興地域の農用地区域内の農地であります。しかし、この案件は、間ノ次郎橋の工事に伴う作業用地の一時転用であります。また、許可基準第2号は、隣接する申請地以外の場所での施工は不可能であります。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号並びに許可基準第5号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続いて、担当委員举手願います。10番後藤義昭委員お願いします。

10番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、4番案件、5番案件について、去る2月4日に、9番委員、11番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

初めに、4番案件について。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。権利の内容は所有権の移転（贈与）になります。議案第1号2番案件と関連いたします。転用後の用途は、自己住宅用地であります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地なので、第1種農地になります。しかし、この案件は、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、該当しません。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、問題はないとの意見をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、5番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、自己住宅建築用地であります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途地域の第1種中高層住居専用地域内にある農地でありますので、第3種農地になります。許可基準第2号は該当しません。したがって、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4

号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、問題はないとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上、報告いたします。

議長 続いて、担当委員挙手願います。11番山田秀晴委員お願いします。

11番 6番案件について報告いたします。去る2月4日に、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査に行ってきましたので、結果を報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域外にある、概ね10ヘクタール未満の規模の小集団農地の区域内にある農地であり、その他の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地と判断いたしました。次に、許可基準第2号は、代替地の検討もしましたが、他の場所での事業は困難と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議長 続いて、担当委員挙手願います。12番武島竜太委員お願いします。

12番 7番、8番案件について報告いたします。去る2月5日に、13番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して、調査結果を報告いたします。

7番案件ですが、申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。一般住宅建築のための、親子間での使用貸借権の設定申請になります。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、非線引き都市計画用途区域外にある、概ね10ヘクタール以上の一団の農地内にあり、第1種農地であります。しかし、近隣に住居が立ち並んでおりますので、不許可の例外事業の集落接続事業に

当たります。よって、立地基準は満たしております。許可基準第2号は、非該当であります。代替地の検討結果もあり、妥当と判断いたしました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

続いて、8番案件を報告いたします。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。太陽光発電設備用地のための、所有権の移転の申請です。許可基準第1号の立地基準ですが、申請地は、JR日立木駅から300m以内にある農地でありますので、第3種農地となる公共施設至近距離区域内農地の要件に該当しますので、立地基準は満たしております。許可基準第2号は該当いたしません。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上報告いたします。

議長 続いて、担当委員举手願います。13番佐藤陽子委員お願いします。

13番 9番案件について、去る2月5日、12番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、調査担当委員を代表して、その結果を報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地内にある農地でありますので、第1種農地であります。しかし、この案件は、不許可の例外事業の集落接続事業に該当する転用計画です。なお、許可基準第2号は、第2種農地でないため該当いたしません。代替地の検討結果もあり、妥当と判断いたしました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号相馬農業振興地域整備計画の変更案について
を議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担
当委員挙手願います。13番佐藤陽子委員お願いします。

13番 1番案件について、去る2月5日、12番委員、2番委員、地区
担当の推進委員、事務局とともに現地調査を行いましたので、調査
担当委員を代表してその結果をご報告いたします。この案件は、農
用地区域除外の要件である、議案書記載の(1)から(3)の要件
の内容に基づいて確認いたしました。(1)について、代替地の検
討結果からも他の場所での事業は困難と判断いたしました。(2)、
(3)について、農地転用に伴い、周辺農地の作業効率や利用集積
に影響はないと判断いたしました。よって、相馬農業振興地域整備
計画の変更案に同意することが妥当と判断いたしました。なお、地
区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいた
だいております。以上ことから、許可相当と判断いたしました。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 事務局より補足申し上げます。お配りしております、議案第4号

参考資料と赤字で書かれた資料を、お手元にご準備いただければと思います。農業振興地域整備計画の変更要件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第1号から第5号まで明記されております。お配りしております参考資料に、農業振興地域の整備に関する法律第13条の部分抜粋してございます。このうち、農業委員会が確認する要件が、第1号から第3号までとなります。

現在、市農林水産課のほうで、相馬農業振興地域整備計画の変更案について、農業委員会を含め、土地改良区、JAの3団体に諮問しております。3団体から意見聴取後、その意見を踏まえ、市農林水産課と福島県が事前協議及び本協議をし、要件を満たしている場合には、農用地区域の除外決定がなされます。今後農用地区域の除外決定がされた場合には、農地法第5条の農地転用許可申請書が提出される予定となっております。事務局の説明は以上になります。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号相馬農業振興地域整備計画の変更案については、同意することに決せられました。

次に、議案第5号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。11番山田秀晴委員お願いします。

11番 議案第5号現況確認証明申請について、1番案件について報告

いたします。去る2月4日、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに現地調査を行いましたので、調査結果を代表して報告いたします。申請地は、議案書では原野となっておりますが、竹林が繁茂しており、現況は山林と判断いたしました。よって、申請地目を山林と訂正のうえ、証明書を交付することが妥当であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 続いて、担当委員挙手願います。2番唯野哲夫委員お願いします。

2 番 2番委員から報告いたします。議案第5号現況確認証明申請について、2番案件ですが、去る2月5日、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局で現地調査を実施しましたので、報告いたします。申請地は、議案書に記載された理由のとおり、今後も農地として耕作することが困難と判断いたしました。したがって、申請地目のとおり、原野として証明することが妥当であると判断しました。以上報告いたします。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号現況確認証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号13番までの13件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。参考資料と赤字で書かれた資料の裏面をご覧ください。こちらは、農林水産省通知における非農地判断手続きの流れを図解で示したものになります。こちらの図の赤枠で囲まれた「農地」に該当するか否かの判断という箇所について、これから議決していただく訳ですが、判断の流れといたしましては、毎年農業委員会で実施している利用状況調査にて、農地としての復旧が困難及び耕作が難しい農地、いわゆるB分類農地として判断された農地について、所有者の方に対し非農地判断を行う旨の事前通知をさせていただきます。その後、農業委員会で対象地の現地調査を行い、総会にて「農地」に該当するか否かの判断について議決をしていただきます。なお、農地に該当するか否かの判断基準につきましては、現況確認証明申請と同様の判断基準となっております。次に、非農地と判断された土地につきましては、土地所有者に対して「非農地通知書」を交付するとともに、法務局へ「非農地通知一覧表」を送付することとされています。それでは、参考資料と赤字で書かれた資料を表にしてご準備ください。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。11番山田秀晴委員願います。

11番 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判

断について、去る2月4日に、9番委員、10番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、担当委員を代表して結果を報告いたします。番号1番から8番すべて非農地と判断いたしました。番号7番は山林、他は原野と判断いたしました。以上報告いたします。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。2番唯野哲夫委員お願いします。

2 番 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について報告いたします。去る2月5日に、12番委員、13番委員、地区担当の推進委員、事務局で現地調査を実施しましたので、報告いたします。9番、10番は原野、11番、12番、13番は山林と判断いたしました。よって、すべて非農地であると判断いたしました。以上報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり「非農地」と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり「非農地」と判断することに決せられました。
次に、議案第7号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを議題といたします。番号1番について、3番目黒正一委員、

お願いします。

3 番 議案第7号引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、番号1番についてご報告申し上げます。去る2月1日に、申請人宅を訪問して、本人並びに奥さんに聞き取り調査を行い、引き続き農業経営を行っていることを確認しましたので、証明することが妥当であると判断いたしました。以上でございます。

議 長 次に、番号2番について、9番岩本一夫委員お願いします。

9 番 番号2番について、報告いたします。去る2月1日に、本人に聞き取り調査を行い、引き続き農業経営を行っていることを確認いたしましたので、証明することが妥当であると判断いたしました。以上です。

議 長 次に、番号3番について、地区担当の農業委員が不在のため、地区担当の農地利用最適化推進委員に調査を依頼しておりますが、本日の総会に農地利用最適化推進委員を招集しておりません。事前に事務局へ調査結果報告書を提出しておりますので、その結果を事務局で代読願います。事務局。

事務局 それでは、伊東登推進委員より、調査結果報告書を提出していただいておりますので、事務局で代読させていただきます。番号3番について、去る2月4日に、本人に聞き取り調査を行い、引き続き農業経営を行っていることを確認いたしましたので、証明することが妥当であると判断いたしました。以上、代読を終わります。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての内容を補足説明させていただきます。租税特別措置法及び福島県税条例附則によれば、贈与税、不動産取得税並びに相続税の納税猶予の適用を受けるには、税務署や県税事務所より送付された証明願を農業委員会に提出していただき、受贈日または前回証明日より引き続き3年間農業経営を行っていることが証明された場合には、願出人へ証明書の交付を行い、それを税務署や県税事務所に

提出することで、納税猶予が確定されます。証明願の提出がない場合や、農業経営を行っていることが証明できない場合は、その時点で納税が確定されることとなっております。事務局からの説明は、以上でございます。

議 長 質疑ありませんか、ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号引き続き農業経営を行っている旨の証明願については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第8号令和2年度第8号農用地利用集積計画についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から番号30番までの30件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第8号令和2年度第8号農用地利用集積計画について、事務局よりご説明いたします。権利の設定人及び被設定人につきましては、議案書に記載のとおりでございます。新規の利用権設定

は番号26番、他は、いずれも利用権の再設定であります。農業委員会の決定事項であります農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定はすべて満たしております。以上でございます。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号令和2年度第8号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。
次に、議案第9号農地法第52条の規定による情報の提供等についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 議案第9号農地法第52条の規定による情報提供等について、事務局よりご説明いたします。令和2年1月から令和2年12月までの1年間、農業委員会を通した貸し借りの賃借料について、農家の方に情報を提供するものでございます。物納での契約について、これを賃借料に換算するための内容となっております。JAさんから資料をいただきまして、令和2年産米の概算金に基づくもので、コシヒカリにつきましては60キロあたり11,400円、ひとめぼれにつきましては、11,000円、天のつぶにつきましては10,600円で換算したいと考えております。換算するに当たり、農用地利用集積計画書に品種の記載がない場合は、作付けの最も多いコシヒカリの単価を使用することを考えております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第9号農地法第52条の規定による情報の提供等については、原案のとおり決定されました。
以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。
以上をもちまして、第32回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会 長 前 川 正 人

議事録署名委員 1 1 番 山 田 秀 晴

議事録署名委員 1 2 番 武 島 竜 太